

議案第48号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例の制定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、この条例を定めようとする。

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、本市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が50,000,000円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者に係る固定資産税の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の範囲)

第2条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第3号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以後3箇年度分に限り免除することができる。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(過疎地域自立促進特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例の廃止)

2 過疎地域自立促進特別措置法に係る関市固定資産税の特例に関する条例(平成16年関市条例第40号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 令和3年3月31日までに旧条例第1条に規定する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。